

II 西日本部会・統一論題報告

IASB の財務諸表の表示プロジェクトにみるキャッシュ・フロー会計思考 —ヒース学説に関連して—

仁川 栄寿
中部大学

要 旨

ヒースは、収益力の評価だけでなく、支払能力の評価も重視する立場から、キャッシュ・フロー計算書を中核とする財務諸表体系を構想した。ヒースは、APBO19『財政状態の変動の報告』について検討し、明示されている目的は意味をなさないものの、暗黙の目的である債務返済能力、資本構造および長期資産の変動の報告は重要である、と指摘したうえで、以下のような提案をした。

- ①キャッシュ・フロー計算書、財務活動計算書および投資活動計算書を作成する。
- ②キャッシュ・フロー計算書は現金収入と現金支出をすべて報告する。
- ③財務活動計算書は企業の資本構造の変動をすべて報告する。
- ④投資活動計算書は長期投資の増減をすべて報告する。
- ⑤資産・負債の流動・非流動分類は中止する。
- ⑥負債は営業上の負債、税務上の負債、財務上の負債に分類する。
- ⑦売上債権明細表と支払債務明細表を作成する。

これらに関して、FAS95 は、活動別に区分されたキャッシュ・フロー計算書とそれに関連する開示を導入し、また、営業キャッシュ・フローの直接法表示を推奨するにとどまった。これに対して、SD は、キャッシュ・フロー計算書、包括利益計算および財政状態表に同一の活動別区分を導入し、また、資産・負債については、各区分内での 1 年基準による短期・長期分類を導入した。さらに、営業キャッシュ・フローの直接法表示を義務付けた。以上のように、SD は、ヒースの提案の大部分を実質的に実現して、財務諸表の機能向上を図っている。また、財務諸表への同一の活動別区分の導入により、FAS95 でみられるキャッシュ・フロー項目の分類上の混乱はすべて解消している。

I はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、米国財務会計基準審議会（FASB）と共同で、2004年に財務諸表の表示プロジェクトを立ち上げ、財務諸表の改善作業に着手した。2010年には、このプロジェクトの一環としてスタッフ草案（SD）『IFRS X 財務諸表の表示』（IASB [2010]）が公表されている。本稿では、ヒース（Lloyd C. Heath）のキャッシュ・フロー会計思考、すなわちキャッシュ・フロー計算書の中核とする財務諸表体系に関する所説に照らして、SDの財務諸表の特性について検討する。

ヒースは米国におけるキャッシュ・フロー計算書の制度化に大きく寄与した論者である。ヒースのキャッシュ・フロー会計思考は、会計研究双書第3号（ARM3）『財務報告と支払能力の評価』（Heath [1978]（鎌田・藤田共訳 [1982]））に纏められている。本稿では、本書に基づいて検討を進めている。ヒースは、経営者が企業の収益力と支払能力をともに重視してきたにもかかわらず、会計の専門家は企業の収益力の評価にのみ注力して、支払能力の評価を軽視してきたことを問題視している。ここで、収益力とは企業がその富を増加させる能力をいい、支払能力とは企業がその債務を期日に支払う能力をいう（Heath [1978], p. 1; 訳書, 1頁）。ヒースは、このような認識に基づいて、収益力の評価だけでなく、支払能力の評価も可能なキャッシュ・フロー計算書の中核とする財務諸表体系を構想した。

キャッシュ・フロー計算書は、世界に先駆け、米国で制度化された。FASBは、ヒースの所説等を参考にして、1987年に財務会計基準書第95号（FAS95）『キャッシュ・フロー計算書』（FASB [1987]）により、財政状態変動表に代えてキャッシュ・フロー計算書を導入してい

る^①。FAS95はその後、世界各国で設定されたキャッシュ・フロー計算書基準に多大な影響を与えた。国際会計基準改訂第7号（IASR7）『キャッシュ・フロー計算書』（IASB [1992]）も、基本的にはFAS95と同様の基準となっている（鎌田編著 [1997], 225頁）。キャッシュ・フロー計算書は、FAS95による制度化に際して、主として損益計算書との関係上、その内容と形式について様々な妥協を余儀なくされた。その結果、現行のキャッシュ・フロー計算書、あるいはキャッシュ・フロー計算書基準には首尾一貫していない点が散見される。その一方、財務諸表の表示プロジェクトでは、キャッシュ・フロー計算書を含む、すべての財務諸表の内容と形式が再検討されているため、SDでは、このような首尾一貫していない点が改善されると期待される。

本稿では、初めに、ヒースの財務諸表観を概観したうえで、財政状態変動表について定めた米国会計原則審議会意見書第19号（APBO19）『財政状態の変動の報告』（AICPA [1971]）の規定と、これに関するヒースの批判と提案について検討する。これにより、ヒースのキャッシュ・フロー会計思考の内容とその妥当性を明らかにする。次に、FAS95のキャッシュ・フロー計算書について検討し、FAS95はヒースの提案を部分的にしか取り入れていないことを示す。最後に、SDの財務諸表について検討し、SDはヒースの提案を概ね取り入れており、その結果として、財務諸表の機能向上が図られていることを明らかにする。

II ARM3『財務報告と支払能力の評価』

1. ヒースの財務諸表観

ヒースは、財務諸表を状態の計算書とフロー

の計算書とに大別して、前者を会社の財政状態の種々の側面を描写する計算書、後者を会社の財政状態のある種の側面に与える影響を描写する計算書と定義し、これに関して以下のように述べている(Heath [1978], pp. 97-98; 訳書, 121, 123 頁)。企業は毎期無数の活動を行っており、それらの活動はいろいろな形で企業の財政状態に影響を与えている。そのため、どのようなフローの計算書も会社のすべての活動が会社の財政状態のすべての側面に与えた影響を描くことはできない。明瞭な伝達が可能なフローの計算書をデザインするためには、次の2点を明確に決めなければならない。

- ・どの活動が注意の対象であるのか。たとえば、営業活動か、財務活動か、投資活動か、すべての活動か、それともこれらの一部か。
- ・財政状態のどの側面に与えた影響を描くか。たとえば、運転資本か、純貨幣性資産か、それとも純資産か。

他方、ヒースは損益計算書の限界にも言及している(Heath [1978], pp. 97, 102; 訳書, 122, 128 頁)。損益計算書は連続する2つの貸借対照表の「連結器」であるといわれる。しかし、それはせいぜい半面の真理に過ぎない。損益計算書は貸借対照表に変動を生じさせるすべての活動を報告しているわけではない。損益計算書は、利益剰余金計算書とともに、営業活動と一部の財務活動および投資活動が会社の留保利益に与えた影響を報告するだけである。いかえれば、会社の留保利益に影響を与えた活動が財政状態のその他の側面にどのような影響を与えたかは示さないし、また、大部分の財務活動および投資活動が財政状態の種々の側面にどのように影響を与えたかは示さない。

このようなヒースの財務諸表観は、キャッシュ・フロー計算書と損益計算書との相互関係に

関する財務諸表の利用者の誤解を解き、また、財務諸表の改善を図るうえで重要な意味をもつ。ただし、ヒースが指摘した損益計算書の限界は、必ずしも十分には浸透していない。そのため、キャッシュ・フロー計算書は、損益計算書と競合関係にあって、追加的な情報は提供しておらず、財務表体系に不可欠な計算書ではない、との見解はいまなお根強い。しかし、このような見解は妥当ではない。キャッシュ・フロー計算書と損益計算書との間には、後で詳述するとおり、「財政状態のどの側面に与えた影響を描くか」はもちろん「どの活動が注意の対象であるのか」についても、少なくない違いがある。つまり、両計算書は、競合関係ではなく相補関係にあって、いずれも財務表体系に不可欠である。このように、ヒースの財務諸表観は、財務諸表体系を考えるうえで有用な視座を提供する。

2. APB019の財政状態変動表の特性

APB019によれば、資金計算書は次の2つの目的を有していて、その情報は、様々な財務諸表の利用者が企業に関する経済的な意思決定を行う際に有用である(par. 4)。

- ①企業が一定期間にどれほどの資金を営業活動から得たかを含め、企業の財務活動と投資活動を要約すること
- ②一定期間の財政状態の変動を完全に開示すること

また、資金計算書の資金概念には実務上いくつかの種類があり、それに応じて資金計算書の性質が相違している(par. 6)。さらには、資金計算書が、その目的を達成するためには、財政状態に影響を与えるすべての重要な取引の財務的側面と投資的側面とを区別して開示する必要がある(par. 6)。

これらのことを前提として、APB019は資金

計算書あるいは財政状態変動表について以下のように述べている。資金計算書は財政状態のすべての変動を包摂する広い概念に基づくべきであり、このような資金概念に合わせて、資金計算書の名称は財政状態変動表とすべきである (par. 8)。財政状態変動表は営業活動から供給された、あるいは営業活動に使用された運転資本あるいは現金を明確に開示する (par. 10)。それは、企業が営業活動から運転資本あるいは現金を提供する能力は、財務活動と投資活動について考える際に重要な要素となるためである。財政状態変動表の形式は、企業の財務活動および投資活動と財政状態の変動をもっとも有用な形で描写しているのであれば、どのような形式であってもよい (par. 11)。また、財政状態変動表は、現金、現金・短期投資、当座資産あるいは運転資本に関して作成することができる (par. 11)。ただし、財政状態変動表に運転資本フローを提示するか否かにかかわらず、運転資本の各構成要素の純変動額について財政状態変動表またはこれに関連する表で適切に開示する必要がある (par. 12)。投資項目と財務項目については、財政状態変動表は、1) 長期資産の購入のための支出、2) 長期資産の売却からの収入、3) 長期負債または優先株式の普通株式への転換、4) 長期負債の発行、引受け、償還および返済、5) 現金または現金以外の資産との交換による株式の発行、消却または買入れ、6) 現金配当、現物配当または株主に対するその他の分配を開示しなければならない (par. 14)。以上のように、APBO19 は財政状態変動表について一義的には規定していない。それは、米国会計原則審議会 (APB) が「様々な環境においてその目的を達成するために、形式、内容および用語について弾力性が必要である」(par. 9) と考えていたためである。

APBO19 について、ヒースは以下のように批

判している (Heath [1978], pp. 103-104; 訳書, 129-130 頁)。上記①の目的は意味が不明確である。財務活動と投資活動は現金、運転資本、総資産、資本構造、純資産等に影響を与える。これらの影響のすべてを 1 つの計算書で示すことはできない。それにもかかわらず、APBO19 はこれらの影響のいずれに焦点をあてるかについては何も述べていない。②の目的は達成不可能である。どのような計算書であっても「財政状態の変動を完全に開示すること」あるいは「一定期間における財政状態のすべての重要な変動を開示すること」はできない。このような観点からは「財政状態変動表」という名称は不適切である。明確にすべきは「財政状態のどの側面に与えた影響を描くか」であり、計算書の名称もそれを反映したものでなければならぬ。

APBO19 に対する否定的な見解はヒースにとどまらない。スピラー (Earl A. Spiller) とバージル (Robert L. Virgil) は、140 社を超える公開会社に対する調査に基づいて、APBO19 について批判し、APB から基準設定作業を引き継いだ FASB に対して、APBO19 の目的と用語を明確にするよう求めた (Spiller and Virgil [1974], pp. 130-133)。また、シード (Allen H. Seed) は『資金計算書：その構造と利用』(Seed [1984]) で、米国財務担当役員協会 (FEI) のメンバーに対する調査に基づいて、資金計算書に関して、用語の正確な定義と報告形式の規定が不可欠であることを明らかにした。なお、『資金計算書：その構造と利用』については後で詳述する。このように、APBO19 はその根幹に問題を抱えていた。

ヒースは APBO19 について単に批判しただけではなかった。ヒースは、以下に示すように、APBO19 の諸規定からは財政状態変動表の暗黙の目的、すなわち、明示されていない目的が

3つ読み取れること、また、これらはいずれも財務諸表の利用者の関心事であることを指摘している(Heath [1978], pp. 104-107; 訳書, 131-134頁)。

- ①会社の現金あるいは現金に近い資源の大きさの変動, すなわち債務返済能力の大きさの変動を報告すること (pars. 10, 11, 14)
- ②資本構造すなわち負債と自己資本を含む企業の資源に対する請求権の変動を報告すること (pars. 14, 6)
- ③工場設備や長期投資のような会社の長期資産の変動を報告すること (par. 14)

上記①の「債務返済能力の変動」が、財務諸表の利用者の関心事であることは明らかである。②の「資本構造の規模と構成内容の変動」に対する財務諸表の利用者の関心の高さは、信用分析指標としての負債・自己資本比率に対する関心の高さにあらわれている。この比率は会社の資本構造の構成の変動、たとえば社債の普通株式への転換や、種々の償還のための資金調達によって変動する。そのため、このような活動の本質や、このような活動が会社の資本構造に与えた影響について関心がもたれる。③の「長期資産の額あるいは構成内容の変動」は、会社の将来の利益や現金必要額に影響を与える。そのため、これらの変動は財務諸表の利用者の関心事となる。

しかしながら、ヒースは、財政状態変動表ではこれらの3つの変動を識別することは困難である、としたうえで、このことに関連して以下のように述べている(Heath [1978], p. 107; 訳書, 134-135頁)。APBO19の問題は、重要でない情報の開示を求めていることではなく、1つの財務表において多くの異なるタイプの情報の開示を求めていることである。その結果として、財政状態変動表は、債務返済能力、資本

構造および長期資産に関して、これらに影響を与えた活動もそうでない活動も、一様に「資金」の源泉と使途として示すだけで、これらの変動の原因を明らかにしない計算書となっている。

3. 財政状態変動表に関わるヒースの提案

このような問題意識に基づいて、ヒースは財政状態変動表に関して次の4つの提案をしている(Heath [1978], p. 9; 訳書, 11頁)。

- ①現在作成されている財政状態変動表は中止し、これに代わって3つの計算書すなわちキャッシュ・フロー計算書、財務活動計算書、投資活動計算書が作成されるべきである。
- ②キャッシュ・フロー計算書はすべての源泉と使途とを示し、その表示には「戻入れ法」(この方法では、減価償却費その他の非資金費用は利益に戻し加えられる)ではなく直接法を用いる。なお、営業活動から得られた現金についてはその詳細を示す別個の明細表をそれに添付する。
- ③財務活動計算書は、企業の資本構造の変動が現金状態に影響を与えたか否かにかかわらず、そのすべての変動を示すべきである。この計算書は2つに大別される。1つは負債による財務活動であり、他の1つは株式による財務活動である。
- ④投資活動計算書は、土地、工場設備、市場性をもたない有価証券、被支配会社、無形固定資産など長期投資の増減をすべて開示すべきである。

ヒースは、これらの提案について敷衍して、以下のように述べている。①について、企業の活動は営業活動、財務活動および投資活動に分類することができる(Heath [1978], p. 96; 訳

書, 120-121 頁)。営業活動は, 1) 原材料・消耗品・商品の仕入と販売, 2) 原材料・消耗品の完成品・用役への転換, 3) 完成品・用役の販売, および 4) 以前販売した財・用役に対するサービスの提供に直接関係する諸活動である。財務活動は, 資本の調達に直接関係する活動である。投資活動には, 種々の形態の有価証券の購入および売却と, 工場設備の取得および売却が含まれる。

②の「戻入れ法」とは, 今でいう間接法である。②について, 間接法は基本的には営業活動が現金に与えた影響を示すものではない (Heath [1978], pp. 126-127; 訳書, 158-159 頁)。間接法は利益や減価償却費が現金の源泉であるという誤った認識を広める有害な方法である。直接法は, 1) 利益は現金でもなければ, 現金の源泉でもないこと, 2) 現金は顧客から回収されるものであること, 3) 商品の仕入や販売費および一般管理費, 税金等のために支出されること, および 4) 減価償却費は現金の源泉でもなければ, 使途でもないことを明瞭に示す。直接法の情報に対する財務諸表の利用者の関心は高い。それは, 過去の現金収入と現金支出は, 将来の現金収入と現金支出を見積もる際に有用であるためである。

③について, 財務活動計算書は企業の資本構造の総額の変動だけでなく, 資本構造内部の変動も示す (Heath [1978], p. 131; 訳書, 164 頁)。ここで, 資本構造とは企業の負債と株主持分をいう。企業の資本構造に影響を与える活動の多くは, 財務活動計算書だけでなく, キャッシュ・フロー計算書にも報告される。ただし, これらの計算書の焦点は異なっている。キャッシュ・フロー計算書が現金に対する影響を報告するのに対し, 財務活動計算書は資本構造に対する影響を報告する。

④について, 投資活動計算書は長期投資の増

減を開示する (Heath [1978], p. 134; 訳書, p. 168)。現金で支払われた投資はキャッシュ・フロー計算書に, 有価証券によって支払われた投資は財務活動計算書にそれぞれ示される。しかしながら, 投資活動計算書だけがすべての長期投資の取得を示す。また, 投資活動計算書は, 長期投資の取得と同様, すべての長期投資の減少も示す。

このように, ヒースは「どの活動が注意の対象であるのか」と「財政状態のどの側面に与えた影響を描くか」に照らして, APBO19 の 3 つの暗黙の目的を達成するために, 財政状態変動表に代わる 3 つの計算書を提案している。すなわち, 1) 債務返済能力の変動を報告する計算書としてキャッシュ・フロー計算書, 2) 資本構造の変動を報告する計算書として財務活動計算書, また 3) 長期資産の変動を報告する計算書として投資活動計算書をそれぞれ提案した。これらの提案は, APBO19 の趣旨を十分汲み取ったものであり, 各計算書に期待される機能も明確である。他方, ヒースは ARM3 で米国における資金計算書の歴史的発展過程についても詳細に検討している。その意味で, ヒースの財政状態変動表に関わる提案は, それに至るまでの資金計算書を巡る議論を含め, APBO19 を発展的に継承したものと位置付けることができる。

4. 資産・負債の流動・非流動分類に関わるヒースの提案

支払能力の評価に関して, ヒースは ARM3 で資金計算書あるいは財政状態変動表だけでなく, 貸借対照表についても詳細に検討している。具体的には, 米国における資産・負債の分類実務の発展過程を跡付けるとともに, 流動・非流動分類の問題点を明らかにしている。そのうえで, ヒースは次の 3 つの提案をしている

(Heath [1978], p. 8; 訳書, 10-11 頁)。

- ①資産および負債を流動あるいは非流動に分類して認識する今日の実務は中止すべきである。この実務は財務諸表利用者の要求について時代遅れの考え方を前提としている。今日の状況のもとでこの実務を続けることは、財務諸表利用者に誤解と混乱を招くことになる。
- ②負債は、(a) 営業上の負債、(b) 税務上の負債、(c) 財務上の負債というように、発生源に基づいて分類されるべきである。
- ③売上債権および支払債務明細表は、それらの金額の総額とそれらの項目の将来のキャッシュ・フローの時期とを示し、それらを貸借対照表の補完的情報に含めるべきである。

ヒースは、これらの提案について敷衍して、以下のように述べている。①について、資産・負債の流動・非流動分類には、支払能力の評価に関して2つの問題がある(Heath [1978], p. 69; 訳書, 88 頁)。第1に、一部の資産および負債について必要とされる情報の開示には2区分は適していない。たとえば、発生時期の異なる現金受取額と要支払額について、その見積もりに必要な情報を提供するためには、売上債権と支払債務は満期日ごとに2区分以上に細分しなければならない。第2に、すべての資産と負債に対して同一の分類基準を適用することはできない。たとえば、棚卸資産はいつ販売されるか不確実であるため、売上債権と同じ基準で細分することはできない。このように、資産・負債の流動・非流動分類は、資産と負債の属性または特性を開示する手段として有用でない。流動・非流動分類に用いられる属性は明示されていないため、財務諸表の利用者に理解されていないし、実務で首尾一貫して守られているわけでもない。つまり、流動・非流動分類

は誤解を招きやすい。

資産・負債の流動・非流動分類については、ヘンドリクセン(Eldon S. Hendriksen)も、以下のように、批判している(Hendriksen [1982], pp. 283-284)。資産・負債の流動・非流動分類の目的として、支払能力の表示と、企業活動の記述をあげることができる。ここで、支払能力の表示とは、与信者あるいは債権者に対して、債権の安全性を示す情報、つまり、企業の債務、特に次期に支払期限が到来する債務の支払いに対する資産の流動性と充当可能性に関する情報を提供することをいう。また、企業活動の記述とは、企業活動の過程で果たしている機能による資産・負債の分類、すなわち正常営業循環基準による資産・負債の分類をいう。しかし、支払能力の表示目的と、企業活動の記述目的はいずれも十分には果たされていない。支払能力の表示目的に関しては、流動資産を流動負債の返済に充てることを前提としている。しかし、このような前提は妥当でない。それは、流動項目の評価額は必ずしも将来キャッシュ・フローを示しているわけではなく、また、流動項目のなかにはキャッシュ・フローを生じさせないものがあるためである。企業活動の記述目的に関しては、3つの問題がある。第1に、資産・負債の流動・非流動分類は継続企業の営業活動の本質に焦点をあてていない。たとえば、経営者が特定の固定資産への投資に充てるために留保している資産も、流動資産に分類される。第2に、営業活動から生じる項目だけでなく、それ以外の活動から生じる項目も、流動資産と流動負債に分類される。第3に、固定負債の流動的部分は、企業活動の観点からは、その他の固定負債と同じであるにもかかわらず、流動負債に分類される。ヒースはもちろん、ヘンドリクセンも指摘しているとおり、資産・負債の流動・非流動分類の理論的基盤は不

十分なものである。

上記②は財務的弾力性に関係している。ここで、財務的弾力性とは、財務的逆境期を乗り越えるために、現金収入と現金支出を統制する能力をいい、財務的弾力性は、一部、会社の財政状態にも依存する（Heath [1978], p. 20; 訳書, 24 頁）。②は、企業の財務的弾力性の評価と、企業の今後の現金必要額の見積りに役立つものである（Heath [1978], pp. 77-78; 訳書, 96-97 頁）。②にいう営業上の負債と税務上の負債は、自発的信用源泉（spontaneous sources of credit）から生じるのに対して、②にいう財務上の負債は、協議的信用源泉（negotiated sources of credit）から生じる。ここで、自発的信用源泉とは、所有者または管理者が特別な努力あるいは意識的な決定をすることなく、利益を生み出すための正常な活動から生じる源泉、たとえば、通常の商業上の信用、未払費用、未払税金等をいう。また、協議的信用源泉とは、これを得るために所有者あるいは管理者の側で意識的な努力や特別な協議を必要とする源泉、たとえば、銀行借入金、商業手形の発行、社債の発行、割賦仕入、リースによる調達等をいう。

自発的信用源泉と協議的信用源泉との区別は、次のような理由で、企業の財務的弾力性の評価に役立つ。自発的源泉から利用可能な信用の額は、売上の上昇に伴い増加し、売上の下降に伴い減少する傾向がある。これに対して、協議的源泉から利用可能な信用の額は、企業の返済能力に対する債権者の評価に依存する。自発的信用源泉と協議的信用源泉との区別は、次のような理由で、企業の今後の現金必要額の見積りにも役立つ。自発的信用源泉については、通常、返済額と発生額との間に大きな開きはなく、また、その残高はそれほど変動しないため、今後の企業の現金必要額を見積もる際、検討を

する必要性は低い。これに対して、協議的信用源泉については、返済が予想されるため、今後の企業の現金必要額を見積もる際、検討を要する。

③について、貸借対照表上、売上債権と支払債務を現在価値で評価することは、純利益の測定には有用である一方、企業の支払能力の評価には有用でない（Heath [1978], p. 76; 訳書, 95 頁）。支払能力の評価には将来キャッシュ・フローの金額と時期を知ることが必要である。そのため、売上債権と支払債務から生じるキャッシュ・フローの金額と時期を別個の明細表に開示することが必要となる。

このように、ヒースは、支払能力の評価を重視する立場から、資産・負債の流動・非流動分類を中止し、負債を発生源泉に基づいて営業・税務・財務上の負債に分類することを提案している。なお、資産については、流動・非流動分類を否定しているものの、伝統的な順序に基づいて貸借対照表に配列すべきである、としている（Heath [1978], p. 78; 訳書, 98 頁）。それは、支払能力の評価に関して、貸借対照表の有用性を増加させるような資産の分類方法はなく、また、財務諸表利用者が伝統的な順序に慣れているためである。他方、売上債権・支払債務明細表を作成することも提案している。ヒースは、これらの提案に関連して、企業の支払能力の評価について、企業の財務的弾力性の評価と、今後の現金必要額の見積もりとに分けて考察している。また、負債を営業・税務上の負債と財務上の負債とに大別し、前者を「自発的信用源泉」、後者を「協議的信用源泉」という概念で捉えて考察している。このような考察は、従来の支払能力を巡る会計の専門家の議論にはみられないものであり、その価値は高い。このように、ヒースの資産・負債の流動・非流動分類に関わる提案は、支払能力の評価に大い

に資するものである。ただし、資産について流動・非流動分類に代わる方法を提案していない、という意味では、不完全な提案であることは否めない。

Ⅲ FAS95『キャッシュ・フロー計算書』

1. キャッシュ・フロー計算書の制度化過程

1978年11月、すなわちARM3『財務報告と支払能力の評価』発行の4か月後に、FASBは、財務会計概念書第1号『企業による財務諸表の目的』（FASB [1978]）を公表し、流動性、支払能力および資金収支の重要性に言及した（par. 49）。その後、1980年にFASBは、概念枠組みに関する作業の一環として、討議資料（DM）『資金フロー、流動性および財務的弾力性の報告』（FASB [1980]）を公表した。ヒースがDM作成の作業部会委員を務めていたこともあり、DMにはARM3の影響が数多くみられる。DMは、1) 資金フロー計算書の資金概念、2) 資金に直接的影響を与えない取引の報告、3) 資金フロー情報の表示法、4) 営業活動による資金フロー情報の表示等について取り上げた。DMは採用すべき資金概念として運転資本、純短期貨幣性資産、現金・短期投資および現金をあげ、これらについて比較検討している。DMは「現金・短期投資」と「現金」の利点は類似している（par. 79）、としたうえで、「現金」の利点について以下のように述べている。

①将来キャッシュ・フローの評価に関してもっとも有用な情報を提供する。それは、現金に基づく資金計算書は、現金以外の資産、負債および資本の変動が現金に与えた影響をすべて開示するからである（par.

80）。

②配分と見越しの影響をまったく受けないもっとも客観的な尺度である。このことから、利益の質の評価に関してもっとも有用な資金概念となり、異なる企業の活動の比較基準を提供する（par. 81）。

③販売と生産の規模が拡大したり、物価が上昇したりする場合、企業は、通常、棚卸資産と売上債権への投資を増加させる必要がある。このような必要性は、運転資本あるいは純短期貨幣性資産のフロー計算書ではなく、キャッシュ・フロー計算書によって明らかとなる（par. 82）。

その後、1981年にFASBは概念書の公開草案（1981年ED）『企業の利益、キャッシュ・フローおよび財政状態の報告』（FASB [1981]）を公表した。1981年EDは、資金計算書の役割と資金フローの構成要素の報告の指針について議論したもので、資金計算書は運転資本ではなく、現金に焦点をあてるべきである、と結論した。1981年EDについては、FASBは、最終的な概念書の公表に代えて、認識と測定の問題の研究に関連する主題に取り組み、1983年に概念書の公開草案『企業の財務諸表における認識と測定』（FASB [1983]）を公表した。1981年EDが公表された頃、FEIは、メンバーに対して資金計算書において現金および短期投資に焦点をあてること、また、報告形式において実験を試みることを奨励した。FASBは、FEIの調査結果を参考にするために、意思決定の時期を遅らせることにした。1984年、FEIは、その研究成果として『資金計算書：その構造と利用』を発行し、資金計算書に関する用語の正確な定義と報告形式の規定が不可欠であることを明らかにした。これらは、いずれもAPBO19にはみられなかったものである。『資金計算書：その構造と利用』の発行後間も

なく、FASBは、財務会計概念書第5号(SFAC5)『企業の財務諸表における認識と測定』(FASB [1984])を公表した。SFAC5はキャッシュ・フロー計算書を支持しており(par. 52)、財務諸表の相互補完的性格を確認している(par. 24)。その後、FASBは1986年に公開草案『キャッシュ・フロー計算書』(FASB [1986])を公表し、キャッシュ・フロー計算書の導入を提言した。その1年後にFASBはFAS95『キャッシュ・フロー計算書』を公表した。

2. FAS95のキャッシュ・フロー計算書の特性

FAS95によれば、キャッシュ・フロー計算書の主要な目的は、1期間の企業の現金収入と現金支出に関する目的適的な情報を提供することであり、キャッシュ・フロー計算書の情報は、他の財務諸表の関連する情報と併せて利用する場合、投資者、債権者およびその他の者が、以下の事項を評価する際に役立つものでなければならない(pars. 4-5)。

- ・企業が将来プラスの純キャッシュ・フローを生み出す能力
- ・企業が債務を支払う能力、配当を支払う能力および外部から資金調達する必要性
- ・純利益とそれに関わる現金収入額・現金支出額との差異の理由
- ・期中の現金・非現金投資取引と現金・非現金財務取引が企業の財政状態に及ぼす影響

FAS95はこれらの目的を達成するために、以下のように規定している。

①資金概念

現金および現金同等物(par. 7)

②表示区分

投資活動、財務活動および営業活動の3区

分(par. 14)

③営業活動によるキャッシュ・フローの表示
直接法を推奨する一方、間接法も容認
(pars. 27-28)

④純利益の営業活動による純キャッシュ・フローへの調整

直接法、間接法のいずれを採用するかに関係なく、提示を義務付け(par. 29)

⑤非現金投資取引と非現金財務取引
関連する開示での報告を義務付け(par. 32)

これらの規定についてFAS95は以下のように述べている。①について、現金には、手元通貨だけではなく、銀行等の金融機関に保有する要求払預金と、次のようなその他の種類の預金が含まれる(fn. 1)。銀行の口座主がいつでも追加的資金を預け入れることができ、かつ、事実上、事前の通知または違約金なしで、いつでも資金を引き出せる預金である。また、現金同等物とは、一定の金額に容易に転換でき、利率の変動による価額変動リスクがほとんどないほど満期が近い投資をいう(par. 8)。

②について、投資活動には、1)貸付けとその回収、2)負債証券または持分証券の取得と処分、および3)有形固定資産とその他の生産的資産の取得と処分が含まれる(par. 15)。財務活動には、1)所有者からの資源の調達と所有者の投資に対する報酬・投資の償還、2)借入れとその返済あるいはその他の方法による債務の決済、および3)長期信用による債権者からのその他の資源の取得とその返済が含まれる(par. 18)。営業活動には、1)財貨の生産および販売と用役の提供と、2)投資活動・財務活動以外の取引・事象が含まれ、営業活動によるキャッシュ・フローは、一般には、純利益の計算に含まれる取引・事象が現金に与えた影響である(par. 21)。

③について、大部分の財務諸表作成者は、直接法と間接法の選択の容認を支持した（par. 113）。それは、直接法を要求することは過度の実施費用を課すことになり、また、間接法はより有意義な情報を提供する、と彼らが考えたためである。④について、純利益の純営業キャッシュ・フローへの調整は、直接法の場合、別個の明細表で報告し、間接法の場合は、1) キャッシュ・フロー計算書本体で報告するか、あるいは2) 別個の明細表で報告する（par. 30）。なお、2) の場合には、キャッシュ・フロー計算書本体には純営業キャッシュ・フローだけを報告することになる。⑤について、関連する開示とは、記述または明細表での要約であり、非現金投資取引と非現金財務取引の例としては次のような取引がある（par. 32）。1) 社債の持分への転換、2) それと直接的に関連する債務の引受けによる資産の取得、たとえば売主への抵当証券の発行による建物の購入、3) キャピタル・リースによる資産の取得、および4) 非現金資産または負債と他の非現金資産または負債との交換である。

3. FAS95 とヒースの提案

FAS95 は、APB019 とは異なり、目的の明確化、資金概念の特定および活動別区分表示を実現している。FAS95 のキャッシュ・フロー計算書は、ヒースが指摘した財政状態変動表の3つの暗黙の目的をすべて明示的に継承している。すなわち「債務返済能力の変動」は「企業が債務を支払う能力、配当を支払う能力および外部から資金調達する必要性」に、「資本構造の変動」と「長期資産の変動」は「期中の現金・非現金投資取引と現金・非現金財務取引が企業の財政状態に及ぼす影響」にそれぞれ相当する。ただし、ヒースの所説に照らすと FAS95 には問題も多い。ヒースは財政状態変動表に関

して以下のような提案をしていた。

- ①財政状態変動表に代えて、キャッシュ・フロー計算書、財務活動計算書および投資活動計算書を作成する。
- ②キャッシュ・フロー計算書はすべての源泉と使途とを示し、その表示には間接法ではなく直接法を用いる。営業活動から得られた現金の詳細を示す別個の明細表を添付する。
- ③財務活動計算書は企業の資本構造のすべての変動を示す。この計算書は負債による財務活動と株式による財務活動とに大別する。
- ④投資活動計算書は長期投資の増減をすべて開示する。

FAS95 では、表 1 に示すとおり、上記①に関して1) キャッシュ・フロー計算書の導入、②に関して2) 直接法による営業キャッシュ・フローの表示の推奨、また、③と④に関して3) キャッシュ・フロー計算書とそれに関連する開示、すなわち記述または明細表での要約による財務取引と投資取引の報告という形で取り入れられた。1) は別として、2) と3) の措置は不十分なものであった。

1) については、ヒース案と FAS95 の計算書の表示区分は異なっている。ヒース案が現金の源泉・使途の2区分式であるのに対して、FAS95 は営業・投資・財務キャッシュ・フローの3区分式である。ただし、ヒース案のキャッシュ・フロー計算書では、現金の源泉の区分には「営業活動から得られた現金」の金額のみを示し、別個の明細表で営業収入と営業支出の主要項目の金額を示している。このように、ヒース案のキャッシュ・フロー計算書は部分的に活動別区分を取り入れている。このことと、ヒースが投資活動計算書と財務活動計算書の作成を提案していることを考慮すると、ヒースの

表 1 FAS95 等の財務諸表における債務返済能力・資本構造・長期資産の変動の報告

基準等 報告事項	APBO19	ARM3	FAS95
債務返済能力の変動	財政状態変動表	キャッシュ・フロー計算書 営業キャッシュ・フロー明細表 ^{※1}	キャッシュ・フロー計算書 ^{※2}
資本構造の変動		財務活動計算書	キャッシュ・フロー計算書の 財務活動区分 記述または明細表での要約
長期資産の変動		投資活動計算書	キャッシュ・フロー計算書の 投資活動区分 記述または明細表での要約

※1 営業キャッシュ・フローの表示について直接法を強制

※2 営業キャッシュ・フローの表示について直接法を推奨する一方、間接法を容認

理論的立場には、現金の源泉・使途の 2 区分式より、営業・投資・財務キャッシュ・フローの 3 区分式のほうが適合する。ただし、FAS95 のキャッシュ・フロー計算書には、項目分類上の混乱がみられる。これについては後述する。

2) については、ヒースが指摘したように、間接法は営業活動が現金に与えた影響を示すものではない。したがって、間接法の情報が有用であるとしても、キャッシュ・フロー計算書本体では直接法のみを認め、間接法の情報はそれとは別個に示すべきである。3) の措置は、財務活動計算書と投資活動計算書をある程度代替している。ただし、3) によれば、財務活動と投資活動の全容を把握するためには、キャッシュ・フロー計算書と記述または明細表での要約とを照らし合わせなければならない。また、そもそも、その名称ゆえに、キャッシュ・フロー計算書と記述または明細表での要約に、財務活動と投資活動の全容を示す機能がある、

と財務諸表利用者が認識しているかどうかさえ疑わしい。なお、FAS95 は、キャッシュ・フロー計算書に関する基準であるため、ヒースの資産・負債の流動・非流動分類に関わる提案はまったく取り入れていない。

4. キャッシュ・フロー項目の分類上の混乱

キャッシュ・フロー項目の分類については同質の項目を異なる区分に含める一方、異質な項目を同じ区分に含めることがある。このような分類上の混乱は、利息収支・配当収支の分類に典型的にあらわれる。営業・投資・財務の 3 区分式のキャッシュ・フロー計算書の場合、利息収支、配当収支の分類には次の 2 つの方法がある。

- ① 投資の成果である利息収入・配当収入は投資活動に、資金調達から生じる利息支出・配当支出は財務活動に分類する。

②純利益に算入される利息収支・配当収入は営業活動に、純利益には算入されない配当支出は財務活動に分類する。

上記①の方法は営業・投資・財務の各活動概念に基づいた分類方法で、②の方法は純利益に算入されるか否かに基づいた分類方法である。①の方法を採用した場合、キャッシュ・フロー項目全般に①の方法が適用されることになる。これに対して、②の方法を採用した場合は、利息収支・配当収支に②の方法が適用される一方、その他のキャッシュ・フロー項目には①の方法が適用されることになる。このように、キャッシュ・フロー項目の分類上の混乱は②の方法を採用した場合に生じる。

FAS95 は、以下のような理由により、上記②の方法を採用している (par. 90)。事実上、すべての企業が APBO19 によって受取利息と支払利息を営業資金収支として分類している。また、一般的には、営業キャッシュ・フローは、純利益と純営業キャッシュ・フローとの差異の原因を容易に理解できるように、純利益に算入される項目をできるだけ含むべきである、と考えられている。したがって、現在の支配的な実務を変更することは必ずしもより意味のあるキャッシュ・フローの提示になるわけではない。

しかしながら、上記②の方法を採用した場合にも、純利益と純営業キャッシュ・フローに算入される項目にはなお相違がある。第 1 に、固定資産の減価償却費・償却費は純利益に算入されるのに対して、固定資産取得支出は、投資活動に分類され、純営業キャッシュ・フローに算入されない。第 2 に、利得・損失は純利益に算入されるのに対して、利得・損失に関わるキャッシュ・フローは、基本的には、投資活動または財務活動に分類され、純営業キャッシュ・フローに算入されない。たとえば、固定資産売却損

益とそれに関わるキャッシュ・フローがこれに該当する。これらのことにより、純利益と純営業キャッシュ・フローの金額は大きく乖離する。このように、FAS95 はキャッシュ・フロー項目の分類に関わる問題を抱えている。

他方、法人所得税支出の分類も問題含みである。法人所得税支出は営業活動に分類される (par. 23)。しかしながら、FAS95 の公開草案に対する回答者の一部は、法人所得税支出を営業活動、投資活動および財務活動の 3 つの活動区分に割り当てて表示することを提案した (par. 91)。これに対して、FASB は法人所得税支出を 3 つの活動に割り当てることは非常に複雑で恣意的であるため、たとえ便益があるにせよ、その便益はそれにかかる費用を正当化できないと判断した (par. 92)。つまり、FAS95 は、積極的な理由からではなく、消去法的に、法人所得税支出を営業活動区分に分類している。以上のように、キャッシュ・フロー項目の分類については、1) 利息収支・配当収支、2) 固定資産取得支出、3) 利得・損失に関わるキャッシュ・フロー、および 4) 法人所得税支出が問題となっている。

IV SD『IFRS X 財務諸表の表示』

1. 財務諸表の目的と表示の原則

SD『IFRS X 財務諸表の表示』によれば、財務諸表は企業の財政状態と財務業績の体系的な表現であり、企業が純現金収入を創出する能力の評価と、経営者が企業の資源を効率的かつ効果的に利用する責任をどの程度果たしているかを評価する際に役立つ (par. 8)。また、完全な 1 組の財務諸表は、1) 財政状態表、2) 包括利益計算書、3) キャッシュ・フロー計算書 (statement of cash flows)、4) 持分変動計

算書、5) 重要な会計方針の要約と他の説明情報で構成される注記、および6) 比較情報から構成される (par. 9)。なお、それが適切であれば、これら以外の名称、たとえば、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書 (cash flow statement)、純損益・その他の包括利益計算書、株主持分変動計算書を使用することができる (par. 10)。

SD は、財務諸表の表示の原則として細分化原則 (disaggregation principle) と連携性原則 (cohesiveness principle) をあげ、これらの原則によって、企業の財務諸表の理解可能性が高まる、としている (pars. 44-45)。ここで、細分化原則とは、財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローの構成要素を説明するために情報を細分化することをいい、連携性原則とは、企業活動の連携性のある財務の全体像を描写することをいう。細分化原則に関連して、SD は以下のように述べている。財務諸表における情報の表示については次の 3 つのことが要求される (par. 46)。第 1 に、企業が行っている活動を明確にする。第 2 に、企業のキャッシュ・フローを明確にする。第 3 に、資産または負債とそれらの変動の影響との関係を財政状態表、包括利益計算書およびキャッシュ・フロー計算書に忠実に表現する。企業は、これらのことを実現するために、財務諸表で細分化し、表示する項目を決定するにあたって機能、性質および測定尺度 (measurement basis) を検討しなければならない (par. 47)。ここで、機能とは企業が行っている主要な活動をいい、性質とは類似した経済事象に同様には反応しない資産、負債、収益、費用およびキャッシュ・フローを識別する経済的な特性または属性をいう (pars. 48-49)。また、測定尺度とは資産または負債の測定に用いられる方法または尺度をいう (par. 50)。

連携性原則に関連して、SD は以下のように述べている。財政状態表、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書間で整合性のあるセクション、カテゴリーおよびサブカテゴリーを設けて、細分化された情報を表示しなければならない (par. 58)。ここで、セクションとは、財務諸表における項目の最大のグループをいい、カテゴリーとは、セクション内の項目のグループをいい、サブカテゴリーとは、カテゴリー内の項目のグループをいう (par. 59)。連携性原則に適った財務諸表は相互に補完するものである。そのためには、財務諸表の全体にわたって情報を明確に関連付けるような形で、科目を表示し、分類しなければならない (par. 60)。SD の財務諸表には、次のようなセクション、カテゴリーおよびサブカテゴリーが設けられる (par. 62)。

I 事業セクション

1. 営業カテゴリー

(1) 営業財務サブカテゴリー

2. 投資カテゴリー

II 財務セクション

1. 借入カテゴリー

2. 持分カテゴリー

III 法人所得税セクション

IV 非継続事業セクション

V 複数カテゴリー取引セクション

これらのセクション、カテゴリーおよびサブカテゴリーについて、SD は以下のように説明している。事業セクションは営業活動と投資活動から構成される (par. 71)。ここで、営業活動とは、企業の資源を相互に関連付けて使用しなければならない過程をとおして収益を生み出す活動をいい、この過程には従業員と経営者の専門性を適用することが含まれる (app. A)。また、投資活動とは、企業のリターンを生み出し、かつ企業に重大な相乗効果はもたらさない

資産または負債に関連する活動をいう (app. A)。営業財務サブカテゴリーにいう営業財務活動とは、企業の営業活動に直接関連していて、企業に二次的な長期財務の源泉を提供する活動をいう (app. A)。ただし、キャッシュ・フロー計算書には、営業財務サブカテゴリーは設けられず、このサブカテゴリーに分類される資産・負債に関わるキャッシュ・フローは、営業カテゴリーに表示される (par. 80)。

財務セクションには財務活動に関わる項目が含まれる (par. 83)。ここで、財務活動とは、資本の獲得または返済に関する活動をいう (app. A)。財務セクションは借入カテゴリーと持分カテゴリーとに区分される (par. 84)。借入カテゴリーにいう借入活動とは、1) 資本の獲得または返済を目的として締結した借入契約、または、2) 企業自身の持分に関わり、負債または資産を生じさせる取引に関連する活動をいう (app. A)。ただし、キャッシュ・フロー計算書では、これらのカテゴリーは設けられず、財務活動に関わるキャッシュ・フローはすべて財務セクションに表示される (par. 85)。

財政状態表の法人所得税セクションには、当期税金資産・負債、繰延税金資産・負債およびその他の法人所得税に関わる資産・負債をすべて含めなければならない。また、キャッシュ・フロー計算書の法人所得税セクションには、これらの資産・負債に関わるキャッシュ・フローを含めなければならない (par. 97)。包括利益計算書に関しては、企業は法人所得税費用あるいは還付額をIFRSに従って配分しなければならない。そのため、企業は法人所得税費用あるいは還付額を、法人所得税セクションではなく、非継続事業セクションとその他の包括利益の部に表示することを求められることがある (par. 98)。

財政状態表の非継続事業セクションには、非継続事業に関わる資産と負債をすべて分類しなければならない。包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書の非継続事業セクションには、非継続事業の資産と負債の変動をすべて表示しなければならない (par. 99)。包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書の複数カテゴリー取引セクションには、次のような企業取得と企業処分による包括利益とキャッシュ・フローへの純影響額を分類しなければならない (par. 100)。すなわち、財政状態表の2つ以上のセクションあるいはカテゴリーに関係する、資産・負債の認識に繋がる企業取得と、資産・負債の認識中止に繋がる企業処分である。

資産・負債については、セクション、カテゴリーおよびサブカテゴリーの区分だけでなく、短期と長期の区分も求められる (par. 115)。このことに関して、SDは以下のように規定している。財政状態表の各カテゴリーにおいて、資産・負債は、原則として、契約上の満期、実現の予定日あるいは決済の予定日が、報告日から1年以内であれば、短期として分類し、そうでなければ、長期として分類しなければならない (par. 122)。ただし、流動性に基づく表示のほが目的適合性の高い情報を提供する場合は、財政状態表の各カテゴリーにおいて、資産・負債は、流動性の順序に従って表示しなければならない (par. 115)。

2. SDのキャッシュ・フロー計算書の特性

SDは、前述のとおり、財務諸表の目的について以下のように述べている。財務諸表は、企業の財政状態と財務業績の体系的な表現であり、企業が純現金収入を創出する能力の評価と、経営者が企業の資源を効率的かつ効果的に利用する責任をどの程度果たしているかの評

価に役立つ。このような目的を達成するために、SD はキャッシュ・フロー計算書に関して以下のように規定している。

①資金概念

現金 (par. 168)

②表示区分

事業セクションに含まれる営業カテゴリーと投資カテゴリーの2区分と、財務セクション、法人所得税セクション、非継続事業セクションおよび複数カテゴリー取引セクションの4区分、合計6区分 (pars. 62, 80, 85)

③営業キャッシュ・フローの表示

直接法を義務付け (par. 170)

④営業活動による損益の営業活動による純

キャッシュ・フローへの調整

キャッシュ・フロー計算書の不可欠の部分として提示を義務付け (par. 172)

⑤非現金取引

キャッシュ・フロー計算書の補足事項として報告を義務付け (par. 174)

上記①～⑤について、SD は以下のように述べている。①について「現金」とは手元現金および要求払預金をいう (app. A)。キャッシュ・フロー計算書の資金概念を「現金および現金同等物」から「現金」に変更する理由については、SD に先立って 2008 年に公表された討議資料 (DP)「財務諸表の表示に関する試案」(IASB [2008]) に詳しい。資金概念の変更について DP は以下のように述べている (pars. 3, 17-3, 18)。現金ニーズを満たすために即座に現金に転換できるとはいえ、現金同等物は手元現金および要求払預金とまったく同じというわけではない。たとえば、現金同等物に分類される短期投資は、満期日がどれほど近くても、与信環境あるいは発行会社の信用度の急変等に伴う価格変動リスクをある程度負っている。このよ

うなことから、現金と現金同等物とを分離することは、企業の流動性と将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性についての評価に役立つと判断した。②については、前述のとおり、キャッシュ・フロー計算書では、営業財務サブカテゴリー、借入カテゴリーおよび持分カテゴリーは設けられない。

③については、以下のような理由により、営業収入と営業支出を表示すべきである (par. BC 172)。

- ・多くの財務諸表の利用者にとってより直観的で理解可能である。
- ・将来キャッシュ・フローの予測能力を向上させる。
- ・企業の現金循環化日数についての理解と、収益・費用とキャッシュ・フローとの関係についての理解を促進させる。
- ・営業キャッシュ・フローの営業利益への調整表が添付されている場合には、財政状態表とキャッシュ・フロー計算書を結びつけるものとなる。
- ・すでに学術研究が明らかにしているように、より良い意思決定に導く情報を提供し、また、もっとも熟練したアナリストが算出する結果よりすぐれた情報を提供する。
- ・現在はできない趨勢分析と比較分析が可能になる。

④については、財務諸表利用者が次のように考えていることから、キャッシュ・フロー計算書を補足する調整表として、要求されることになった (par. BC 182)。利益の営業キャッシュ・フローへの調整表は、財政状態表における変動の説明に役立ち、ひいては、直接法のキャッシュ・フロー計算書の理解を促す。

⑤について、企業の資本構造と資産構造に影響を与える取引に関する目的適的な情報を

すべて提供するような形で、非現金取引を表示しなければならない (par. 174)。それは、企業の取引の全体像と、非現金取引が企業の資本構造と資産構造に与えた影響を理解するためには、非現金取引に関する情報が不可欠であるためである (par. BC 184)。このような非現金取引の例として、1) 直接的に関係する負債の引受けまたはファイナンス・リースによる資産の取得、2) 持分証券の発行による被取得企業の取得、および 3) 社債の持分への転換がある (par. 175)。なお、営業活動による損益への非現金調整項目については、営業活動による純損益の営業活動による純キャッシュ・フローへの調整表で表示する (par. 176)。

3. SD とヒースの提案

FAS95 では、表 2 に示すように、企業の資本構造と長期資産の変動は、キャッシュ・フロー計算書で報告されるだけである。しかも、これらの変動の報告は、キャッシュ・フロー計算書とそれに関連する開示、すなわち記述または明細表での要約とに分離されている。これに対して、SD では、財務活動計算書と投資活動計算書こそ導入されなかったものの、財務活動と投資活動はキャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書で報告される。また、非現金取引についても、それが企業の資産構造と資本構造に与えた影響と、企業の取引の全体像を明らかにするために、キャッシュ・フロー計算書の補足事項として報告される。さらには、財政状態表にも、財務セクションと投資カテゴリーが設けられている。このように、SD の財務諸表によれば、企業の資本構造と長期資産の変動の原因分析がより容易になる。営業キャッシュ・フローの表示については、ヒースの提案どおり、SD のキャッシュ・フロー計算書では直接法が義務付けられた。その一方、ヒースが批判していた

間接法表示は、キャッシュ・フロー計算書を補足する調整表で用いられる。

他方、ヒースは、資産・負債の流動・非流動分類に関して、以下のような提案をしていた。

- ①資産・負債を流動・非流動に分類して認識する今日の実務は中止する。
- ②負債は、発生源泉に基づいて営業上の負債、税務上の負債、財務上の負債に分類する。
- ③売上債権・支払債務の総額と、これらの項目の将来のキャッシュ・フローの時期を示す明細表を貸借対照表の補完的情報に含める。

SD の財政状態表は上記①と②の提案に沿ったものとなっている。①については、SD の財政状態表では、資産・負債は、活動別のセクション、カテゴリーおよびサブカテゴリーに区分される。また、各カテゴリー内では、原則として、1年基準により短期と長期に分類される。流動・非流動分類は例外的に用いられるだけである。②については、SD の財政状態表では、負債は、営業セクション、借入カテゴリーおよび法人所得税セクション等に分類される。ヒースとヘンドリックセンが指摘しているとおおり、資産・負債の流動・非流動分類の目的は支払能力の評価あるいは表示と企業活動の記述であるものの、いずれも十分には果たされていない。それに対して、SD の資産・負債の分類はこれらの目的をよりよく達成することができる。以上のように、SD はヒースの提案の大部分を実質的に実現している。

表2 SD等の財務諸表における債務返済能力・資本構造・長期資産の変動の報告

基準等 報告事項	APBO19	ARM3	FAS95	SD
債務返済能力の 変動	財政状態変動表	キャッシュ・フロー計算書 営業キャッシュ・フロー明細表※1	キャッシュ・フロー計算書※2	キャッシュ・フロー計算書※3
資本構造の変動		財務活動計算書	キャッシュ・フロー計算書の 財務活動区分 記述または明細表 での要約	キャッシュ・フロー計算書の財 務セクション・補足事項 包括利益計算書の 財務セクション
長期資産の変動		投資活動計算書	キャッシュ・フロー計算書の 投資活動区分 記述または明細表 での要約	キャッシュ・フロー計算書の投 資カテゴリー・補足事項 包括利益計算書の 投資カテゴリー

※1 営業キャッシュ・フローの表示について直接法を強制

※2 営業キャッシュ・フローの表示について直接法を推奨する一方、間接法を容認

※3 営業キャッシュ・フローの表示について直接法を強制

4. キャッシュ・フロー項目の分類上の混乱の解消

FAS95 のキャッシュ・フロー項目の分類については、前述のとおり、1) 利息収支・配当収支、2) 固定資産取得支出、3) 利得・損失に関わるキャッシュ・フロー、および4) 法人所得税支出が問題となっている。1)、2) および3) の問題については、いずれも、営業・投資・財務の各活動概念に基づいた分類方法と、純利益に算入されるか否かに基づいた分類方法とが混在していることに起因している。このような相容れない2つの分類方法が混在している背景には次のことがある。損益計算書とキャッシュ・フロー計算書の表示区分が異なっているにもかかわらず、純利益と純営業キャッシュ・フローに算入される項目の相違を可能なかぎ

り減らそうという FASB の措置である。これは、財務諸表利用者が純利益と純営業キャッシュ・フローとの差異の原因を容易に理解できることを目的とするものであった。

SD では、キャッシュ・フロー計算書はもちろん包括利益計算書にも活動別のセクションおよびカテゴリーが採用されたことによって、相容れない2つの分類方法の混在が解消された。このことにより、当然ながら、1)、2) および3) の問題も解決している。1) については、利息収入・配当収入と受取利息・受取配当は投資カテゴリーに、利息支出・配当支出と支払利息は財務セクションにそれぞれ分類される。2) については、固定資産取得支出と固定資産の減価償却費・償却費は営業カテゴリーに分類される。3) については、たとえば、固定

資産売却収入と固定資産売却損益は、投資カテゴリーに分類される。その一方、4)の問題は、適切な表示区分がないことに起因している。SDではこの問題も解決している。つまり、法人税所得税支出と法人所得税費用は、法人所得税セクションに分類される。以上のように、現在みられるキャッシュ・フロー項目の分類上の混乱は、SDの財務諸表では、すべて解消している。

V おわりに

本稿では、ヒースの所説について検討するとともに、これに照らして、FAS95のキャッシュ・フロー計算書とSDの財務諸表の特性について検討してきた。ヒースは、収益力の評価だけでなく、支払能力の評価も重視する立場から、キャッシュ・フロー計算書を中核とする財務諸表体系を構想した。ヒースは、APBO19『財政状態の変動の報告』について検討し、明示されている目的は意味をなさないものの、暗黙の目的である債務返済能力、資本構造および長期資産の変動の報告は重要である、と指摘したうえで、以下のような提案をした。

- ①キャッシュ・フロー計算書、財務活動計算書および投資活動計算書を作成する。
- ②キャッシュ・フロー計算書は現金収入と現金支出をすべて報告する。
- ③財務活動計算書は企業の資本構造の変動をすべて報告する。
- ④投資活動計算書は長期投資の増減をすべて報告する。
- ⑤資産・負債の流動・非流動分類は中止する。
- ⑥負債は、営業上の負債、税務上の負債、財務上の負債に分類する。
- ⑦売上債権明細表と支払債務明細表を作成する。

FAS95では、上記①に関して、1)キャッシュ・フロー計算書の導入、②に関して、2)直接法による営業キャッシュ・フローの表示の推奨、また、③と④に関して、3)キャッシュ・フロー計算書とそれに関連する開示での投資取引と財務取引の報告という形で取り入れられた。1)は別として、2)と3)の措置は、以下のとおり、不十分なものであった。2)については、間接法は営業活動が現金に与えた影響を示すものではないため、キャッシュ・フロー計算書本体では直接法を義務付けるべきであった。3)については、キャッシュ・フロー計算書だけでは、投資活動と財務活動の全容の把握ができない。他方、FAS95では、⑤、⑥および⑦の提案はまったく取り入れられていない。このように、FAS95はヒースの提案を部分的にしか取り入れていない。

これに対して、SDでは、②に関して、キャッシュ・フロー計算書本体では直接法が義務付けられ、間接法はキャッシュ・フロー計算書を補足する調整表でのみ用いられる。③と④に関しては、投資取引と財務取引はキャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書で報告される。また、非現金取引についても、それが企業の資産構造と資本構造に与えた影響と、企業の取引の全体像を明らかにするために、キャッシュ・フロー計算書の補足事項として報告される。さらには、財政状態表にも投資カテゴリーと財務セクションが設けられている。このように、SDの財務諸表によれば、資本構造と長期資産の変動の原因分析がより容易になる。⑤と⑥に関しては、資産・負債は、活動別に区分されたうえで、各区分では、原則として、1年基準により短期と長期に分類される。流動・非流動分類は例外的に用いられるだけである。また、負債は、営業セクション、借入カテゴリーおよび法人所得税セクション等に分類される。つまり、SD

の資産・負債の分類は、支払能力の評価あるいは表示と、企業活動の記述に適している。以上のように、SD ではヒースの提案の大部分が実質的に取り入れられており、その結果として、財務諸表の機能向上が図られている。

FAS95 の活動別区分表示については、営業・投資・財務の各活動概念に基づいた分類方法と、純利益に算入されるか否かに基づいた分類方法とが混在していることで、キャッシュ・フロー項目の分類上の混乱が生じている。FAS95 は、営業・投資・財務の3区分式のキャッシュ・フロー計算書であるにもかかわらず、一義的には後者の分類方法を採用しており、二義的に前者の分類方法を採用している。それは、純利益と純営業キャッシュ・フローに算入される項目の相違をできるだけ減らすためである。利息収支・配当収支については、後者の方法により、純利益に算入される利息収支・配当収入は営業活動に、純利益に算入されない配当支出は財務活動に分類される。しかしながら、純利益に算入される一方で、純営業キャッシュ・フローには算入されない項目もある。減価償却費・償却費と固定資産取得支出、利得・損失とこれらに関わるキャッシュ・フローの2つがこれに該当する。他方、法人所得税支出も、適切な表示区分がないため、営業活動に分類されている。これに対して、SD では、キャッシュ・フロー計算書はもちろん包括利益計算書にも活動別区分表示が採用されたため、キャッシュ・フロー項目の分類上の混乱は解消している。第1に、利息収入・配当収入と受取利息・受取配当は投資カテゴリーに、利息支出・配当支出と支払利息は財務セクションにそれぞれ分類される。第2に、固定資産取得支出と減価償却費・償却費は営業カテゴリーに分類される。第3に、固定資産売却収入と固定資産売却損益は投資カテゴリーに分類される。第4に、法人税所得税支

出と法人所得税費用は法人所得税セクションに分類される。

注

- (1) FAS95 は、2009年に公表された会計基準編纂書ではトピック230に収められている。ただし、本稿では、便宜上、基準の名称、引用箇所等はすべてFAS95に基づいている。

参考文献

- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1971], Accounting Principles Board Opinion No.19, *Reporting Changes in Financial Position*, AICPA.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1978], Statement of Financial Accounting Concepts No.1, *Objectives of Financial Statements by Business Enterprises*, FASB.
- FASB [1980], FASB Discussion Memorandum, *Reporting Funds Flow, Liquidity, and Financial Flexibility*, FASB.
- FASB [1981], FASB Exposure Draft, *Reporting Income, Cash Flows and Financial Position of Business Enterprises*, FASB.
- FASB [1983], FASB Exposure Draft, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB.
- FASB [1984], Statement of Financial Accounting Concepts No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB.
- FASB [1986], FASB Exposure Draft, *Statement of Cash Flows*, FASB.
- FASB [1987], Statement of Financial Accounting Standards No. 95, *Statement of Cash Flows*, FASB.
- Heath, Loyd C. [1978], Accounting Research Monograph No. 3, *Financial Reporting and the Evaluation of Solvency*, AICPA (鎌田信夫・藤田幸男共訳 [1982]『財務報告と支払能力の評価』国元書房)。
- Hendriksen, E. S. [1982] *Accounting Theory*, 4th ed., Richard D. Irwin.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2008], Discussion Paper, *Preliminary Views on Financial Statement Presentation*, October 2008, IASB.
- IASB [2010], Staff Draft of Exposure Draft, *IFRS X Financial Statement Presentation*, July 2010, IASB.
- International Accounting Standards Committee (IASC) [1992], *International Accounting*

- Standard 7 (Revised 1992), *Cash Flow Statements*, December 1992, IASC.
- 鎌田信夫 [1995] 『資金会計の理論と制度の研究』白桃書房。
- 鎌田信夫編著 [1997] 『現金収支情報の開示制度』税務経理協会。
- 小西範幸 [2007] 「一組の財務諸表の視座－IASB『財務諸表の表示プロジェクト』の特質と課題－」『會計』第 172 卷第 4 号, 494-509 頁。
- 小西範幸 [2010] 「財務諸表の表示のあり方に関する再検討－IASB 公開草案のスタッフ・ドラフトの検討を中心として－」『會計』第 178 卷第 5 号, 641-6571 頁。
- 佐藤倫正 [1993] 『資金会計論』白桃書房。
- Seed, A. H. III [1984], *The Funds Statement: Structure and Use*, Financial Executives Research Foundation.
- Spiller, E. and R. Virgil [1974], “Effectiveness of APB Opinion No. 19,” *The Journal of Accounting Research*, Vol. 12, No. 1, pp. 112-142.